

議案第2号

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、人事院規則の一部改正を鑑み、配偶者同行休業に係る期間の再度の延長ができるようにするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北名古屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

第7条第1号中「（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。